

第1章 はじめに

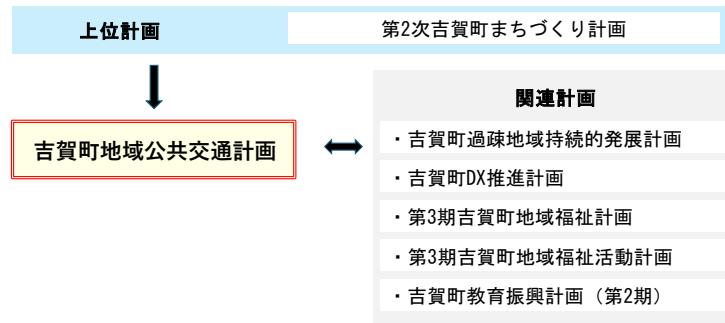
1 計画策定の目的

本町においては、高齢化の進行や人口減少に伴い、地域住民の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。特に自家用車に依存しない生活を送る高齢者等にとって、日常生活を支える地域公共交通の持続的な確保は極めて重要です。このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた効率的かつ利便性の高い公共交通ネットワークの再構築が求められています。

こうした背景のもと、令和2年の地域公共交通活性化再生法の改正に基づき、本町における地域公共交通計画を策定し、関係者の連携による持続可能な交通サービスの実現と地域公共交通のマネジメント体制の強化を図ることを目的とします。

2 計画の位置づけ

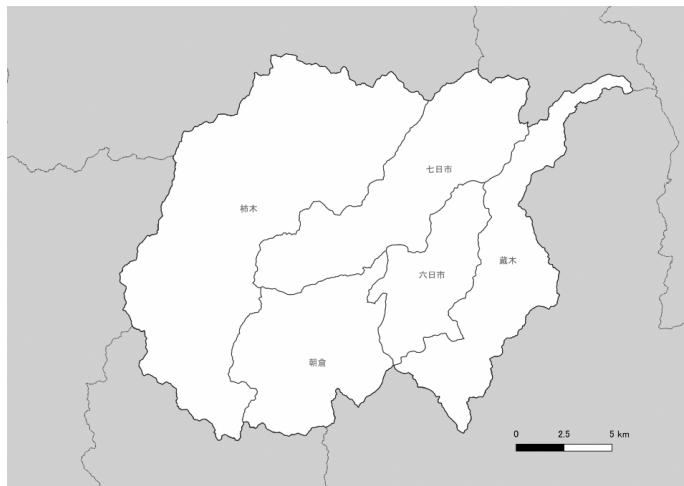
本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、上位計画である「吉賀町まちづくり計画（平成29年6月策定）」に即し、関連計画との整合を図るものとします。



図表 1 計画の位置づけ

3 計画の区域

吉賀町全域を対象とします。



図表 2 計画区域と地区区分

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年10月～令和12年9月までの5年間とします。